

## 高岡地区広域圏事務組合事務専決規程

平成5年2月10日規程第4号  
 改正 平成10年3月31日規程第1号  
 改正 平成17年11月1日訓令第1号  
 改正 平成26年3月31日訓令第2号  
 改正 平成26年9月30日訓令第3号  
 改正 平成29年3月28日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、高岡地区広域圏事務組合の理事長の権限に属する事務の処理に関し、事務局の職員の権限と責任の範囲を定めるものとする。

(一般専決事項)

第2条 高岡地区広域圏事務組合の理事長の権限に属する事務の専決については、高岡市事務専決規程（平成17年高岡市訓令第4号。以下「高岡市規程」という。）の規定の例による。この場合において、高岡市規程の規定中「部長」とあるのは「事務局長」と、「課長及び出先機関の長」又は「課長等」とあるのは、「課長又は所長」とする。

2 高岡市規程の別表第1、別表第4及び別表第5において、財政課長、人事課長又は管財契約課長の合議事項とされているものについては、総務課長の合議事項としてこれらの表を適用する。

3 高岡市規程の別表第2の主管課区分の欄中「財政課」及び「人事課」とあるのは、「総務課」と読み替えて同表を適用する。

(固有専決事項)

第3条 前条の規定によるもののほか、事務局の職員の固有専決事項は、別表に定めるとおりとする。

(代決)

第4条 決裁権者が不在である場合においては次の表に定める第一代決者が、決裁権者及び第一代決者がともに不在である場合においては同表に掲げる第二代決者がそれぞれ代決することができる。

決裁権者	第一次代決者	第二次代決者
事務局長	事務局次長	総務課長
課長及び所長	副課長又は副主幹	主査（高岡地区広域圏事務組合行政組織規則（平成5年高岡地区広域圏事務組合規則第1号）第10条の2第3項で課長又は所長が指定する者が課長又は所長が指定する事務について代決する場合に限る。）

2 前項の規定により事務を代決することができる事務は、重要又は異例でない認められるものに限る。ただし、あらかじめその処理について決裁権者の指示を受けたもの又は特に急を要するものについては、この限りでない。

3 第1項の場合において、決裁権者、第一次代決者及び第二次代決者が全て不在のときは、専決権者の上位の者がその事務を決裁するものとする。

## 附 則

- 1 この規程は、公表の日から施行する。
- 2 高岡地区公害センター組合事務専決規程（昭和49年高岡地区公害センター組合規程第2号）は、廃止する。

附 則（平成10年3月31日規程第1号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月1日訓令第1号）

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日訓令第3号）

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日訓令第1号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

## 固有専決事項

所管課の区分	専決権者	事務局長	課長及び所長
	専決事項		
環境分析センター	公害試料の分析の受託の決定		○
	公害試料の分析結果の確定及び分析結果の証明、報告		○
高岡広域エコ・クリーンセンター所長	焼却施設の運転及び整備点検に係る計画の決定	○	
	焼却施設の一時的な稼働の休止の決定		○
	廃棄物の臨時的な搬入の承認		○
	廃棄物の搬入時間の臨時的な変更の承認		○
	搬入廃棄物の計量の確定		○
	搬入廃棄物に関する検査の実施		○
	焼却残渣の搬出計画の決定		○
	法令に基づく焼却施設の維持管理に関する事項の公表		○
	発電及び売却に係る電力量並びにバイオマス比率の確定		○
	計量カードに関する事務処理の決定		○
	燃やせるごみ指定袋の取扱店の指定		○
	高岡広域エコ・クリーンセンターの周辺環境に関する計測の結果の公表		○